

四半期報告書

(第97期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

大阪証券金融株式会社

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

(E03689)

目 次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
2 株価の推移	9
3 役員の状況	9
第5 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
2 その他	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第97期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	大阪証券金融株式会社
【英訳名】	Osaka Securities Finance Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀田 隆夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
【電話番号】	06-6233-4510(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画総務部長 西山 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目15番3号 大阪証券金融株式会社 東京支社
【電話番号】	03-5299-6311
【事務連絡者氏名】	常務取締役資金証券部長兼東京支社長 兼東京支社資金証券部長 西井 生和
【縦覧に供する場所】	大阪証券金融株式会社 東京支社 (東京都中央区日本橋二丁目15番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第3四半期 累計期間	第97期 第3四半期 累計期間	第96期 第3四半期 会計期間	第97期 第3四半期 会計期間	第96期 事業年度
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
営業収益 (百万円)	3,933	2,486	1,337	826	5,127
経常利益 又は経常損失 (△) (百万円)	490	△273	156	△127	606
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失 (△) (百万円)	449	2,478	155	△29	564
持分法を適用した場合の 投資利益 又は投資損失 (△) (百万円)	11	△34	17	11	112
資本金 (百万円)	—	—	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数 (千株)	—	—	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000
純資産額 (百万円)	—	—	15,240	17,044	15,382
総資産額 (百万円)	—	—	224,692	237,325	293,666
1株当たり純資産額 (円)	—	—	334.82	384.15	332.94
1株当たり四半期 (当期)純利益 又は四半期純損失 (△) (円)	12.31	67.79	4.24	△0.81	9.71
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	普通株式 0.00 第一種優先株式 0.00	普通株式 0.00 第一種優先株式 0.00	普通株式 — 第一種優先株式 —	普通株式 — 第一種優先株式 —	普通株式 3.00 第一種優先株式 14.00
自己資本比率 (%)	—	—	6.8	7.2	5.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△120,723	453	—	—	△120,746
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△301	△121	—	—	△293
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△133	△344	—	—	△143
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	135	97	109
従業員数 (名)	—	—	66	64	64

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 第96期第3四半期累計(会計)期間、第97期第3四半期累計期間及び第96期事業年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、第97期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	64 (12)
---------	------------

（注） 人材会社からの派遣社員は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、証券金融業の業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)のわが国経済につきましては、景気の回復が足踏み状態となる中、雇用情勢の悪化懸念が強まるなど、環境の厳しさが増す展開となりました。

株式市況についてみますと、9千4百円台でスタートした日経平均株価は、円高進行などから一時水準を下げました。その後は、米国経済の回復期待を背景としたNYダウの値上がりや円高一服などから11月中旬には1万円台を回復したものの、期末にかけては伸び悩み気味に推移しました。

この間、大阪市場における信用取引買残高は、10月中旬に市場統合されたジャスダック市場の信用取引残高が加わった後は、概ね1,200億円を挟んでの横ばいで推移し、期末にかけては1,400億円台まで水準を切り上げる展開となりました。

こうした中、当社においては平成22年10月に誕生したわが国最大の新興市場であります新JASDAQ市場の唯一の指定証券金融会社として、新たに同市場の貸借取引を開始した効果もあって、貸借取引貸付金は期末にかけて増加したものの、証券担保ローンの減少から期中の運用平均残高がほぼ横這いで推移する一方、市場金利が一段と低下する中であって、運用利回りは調達利回りを上回って低下したため利鞘率が縮小しました。

この結果、当第3四半期会計期間の営業収益は826百万円(前年同期比38.2%減)となりました。営業収益の減収が一般管理費の節減効果を上回ったため、営業損益は207百万円の損失(前年同期は営業利益77百万円)、経常損益は127百万円の損失(前年同期は経常利益156百万円)となりました。四半期純損益は、貸倒引当金が戻入となったものの経常損失がこれを上回ったため、29百万円の純損失(前年同期は四半期純利益155百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産額は237,325百万円と前事業年度末に比べて56,341百万円減少しました。これは、借入有価証券代り金の減少が主因です。

一方、負債総額は220,280百万円と前事業年度末に比べて58,003百万円減少しました。これは、短期借入金が増加したことなどによるものです。

この間、純資産額は17,044百万円と前事業年度末に比べて1,662百万円増加しました。これは、利益剰余金が増加したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期会計期間末に比べて46百万円減少し、97百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、8百万円の収入超(前年同期169百万円の収入超)となりました。収入の主な内訳は、コールマネー等の純増加額35,000百万円、コマーシャル・ペーパーの増加額23,000百万円、貸付有価証券代り金の増加額21,179百万円であり、支出の主な内訳は、短期借入金の純減少額63,000百万円、営業貸付金の増加額13,708百万円、利息の支払額121百万円、税引前四半期純損失14百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、46百万円の支出超(前年同期206百万円の支出超)となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出35百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、8百万円の支出超(前年同期8百万円の支出超)となりました。これは、主にリース債務の返済による支出8百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期会計期間末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,500,000
優先株式	15,000,000
計	109,500,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,000,000	37,000,000	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
第一種優先株式	15,000,000	15,000,000	非上場	単元株式数100株 (注)
計	52,000,000	52,000,000	—	—

(注) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、第一種優先株式の発行は安定した事業運営のため自己資本の充実を図ったものであります。また、本優先株式は「社債型」優先株式であり普通株式の希薄化が生じないことを重視したものであります。

1 優先配当金

① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記「2 優先中間配当金」に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2 優先中間配当金

当社定款第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行う。

3 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき200円を支払う。

② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

5 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

6 取得条項

- ① 当社は、平成26年4月1日以降の日で、優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日及び取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。
- ② 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	52,000	—	5,000	—	3,229

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大量保有報告書等の写しの送付等がなく、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 15,000,000	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 440,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式36,537,100	365,371	—
単元未満株式	普通株式 22,300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,000,000	—	—
総株主の議決権	—	365,371	—

(注) 1 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式24株が含まれております。

2 第一種優先株式の内容については「第4提出会社の状況 1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式」の(注)に記載しております。

②【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大阪証券金融㈱	大阪市中央区北浜二丁目 4番6号	440,600	—	440,600	0.84
計	—	440,600	—	440,600	0.84

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	215	201	190	181	176	174	167	164	172
最低(円)	192	178	172	167	163	165	143	140	155

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

第一種優先株式

当社第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,097	3,109
有価証券	—	※2 28,495
営業貸付金	※3 79,327	※3 77,472
借入有価証券代り金	83,550	138,447
その他	1,406	6,321
貸倒引当金	△2,423	△2,348
流動資産合計	165,958	251,499
固定資産		
有形固定資産	※1 412	※1 468
無形固定資産	783	945
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 69,804	※2 40,435
その他	556	503
貸倒引当金	△191	△186
投資その他の資産合計	70,170	40,752
固定資産合計	71,366	42,167
資産合計	237,325	293,666
負債の部		
流動負債		
コールマネー	52,900	12,200
短期借入金	87,700	213,800
コマーシャル・ペーパー	23,000	1,000
貸付有価証券代り金	38,042	27,360
未払法人税等	30	30
賞与引当金	37	67
その他	5,770	10,690
流動負債合計	207,480	265,148
固定負債		
長期借入金	12,075	12,100
退職給付引当金	354	308
役員退職慰労引当金	139	210
その他	231	517
固定負債合計	12,799	13,135
負債合計	220,280	278,284

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	3,229	3,229
利益剰余金	8,616	6,458
自己株式	△131	△131
株主資本合計	16,715	14,556
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	329	825
評価・換算差額等合計	329	825
純資産合計	17,044	15,382
負債純資産合計	237,325	293,666

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業収益	3,933	2,486
営業費用	1,673	1,074
営業総利益	2,260	1,412
一般管理費	※1 1,983	※1 1,884
営業利益又は営業損失(△)	276	△472
営業外収益		
受取利息	6	1
受取配当金	155	153
受取賃貸料	53	53
その他	10	3
営業外収益合計	225	211
営業外費用		
支払利息	12	10
その他	0	1
営業外費用合計	12	11
経常利益又は経常損失(△)	490	△273
特別利益		
有形固定資産売却益	5	4
償却債権取立益	—	2,787
特別利益合計	5	2,791
特別損失		
有形固定資産売却損	11	—
有形固定資産除却損	—	0
ソフトウェア除却損	7	—
投資有価証券売却損	2	—
環境対策費	—	4
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1
特別損失合計	22	6
税引前四半期純利益	473	2,512
法人税、住民税及び事業税	5	4
法人税等調整額	18	30
法人税等合計	23	34
四半期純利益	449	2,478

【第3四半期会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業収益	1,337	826
営業費用	414	455
営業総利益	923	370
一般管理費	※1 845	※1 578
営業利益又は営業損失(△)	77	△207
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	62	64
受取賃貸料	17	17
その他	1	1
営業外収益合計	82	83
営業外費用		
支払利息	4	3
その他	0	0
営業外費用合計	4	3
経常利益又は経常損失(△)	156	△127
特別利益		
償却債権取立益	—	47
貸倒引当金戻入額	—	65
特別利益合計	—	113
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	156	△14
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	—	14
法人税等合計	1	15
四半期純利益又は四半期純損失(△)	155	△29

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	473	2,512
減価償却費	390	344
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,090	80
賞与引当金の増減額(△は減少)	△47	△30
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△44	46
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△39	△70
受取利息及び受取配当金	△3,270	△2,178
支払利息	626	403
償却債権取立益	—	△74
投資有価証券売却損益(△は益)	2	—
有形固定資産売却損益(△は益)	5	△4
有形固定資産除却損	—	0
無形固定資産除却損	7	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1
定期預金の純増減額(△は増加)	△1,000	△1,000
有価証券及び投資有価証券の純増減額(△は増加)	△3,898	△693
営業貸付金の増減額(△は増加)	1,941	△1,881
借入有価証券代り金の増減額(△は増加)	25,116	54,897
コールマネー等の純増減(△)	61,300	40,700
短期借入金の純増減額(△は減少)	△218,530	△126,100
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	12,000	22,000
貸付有価証券代り金の増減額(△は減少)	△5,329	10,682
貸借取引担保金の増減額(△は減少)	△1,638	1,231
信用サポートローン担保金の増減額(△は減少)	△610	△2,030
長期借入金の増減額(△は減少)	9,300	△25
役員賞与の支払額	—	△22
その他	866	△64
小計	△123,465	△1,276
利息及び配当金の受取額	3,251	2,153
利息の支払額	△651	△406
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	141	△17
営業活動によるキャッシュ・フロー	△120,723	453

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△200	—
投資有価証券の売却による収入	6	—
有形固定資産の取得による支出	△8	△18
有形固定資産の売却による収入	18	4
無形固定資産の取得による支出	△123	△113
その他	5	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△301	△121
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△23	△25
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△109	△319
財務活動によるキャッシュ・フロー	△133	△344
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△121,158	△12
現金及び現金同等物の期首残高	121,293	109
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 135	※1 97

【継続企業の前提に関する注記】

当第3四半期会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）
会計処理基準に関する 事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、これによる営業損失、経常損失及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）
該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）
該当事項はありません。

【追加情報】

	当第3四半期累計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）
リーマン・ブラザーズ証券株式会社との取引清算状況 当社とリーマン・ブラザーズ証券株式会社（以下「LB証券」といいます。）との間で締結した平成22年6月23日付けの最終合意書において、当社の再生債権額が確定した一方、LB証券から平成22年6月24日付けで東京地方裁判所宛てに提出された再生計画案については、下記の手続きを経て、平成22年9月28日に再生計画の認可決定が確定いたしました。 (1) 債権者集会の開催及び再生計画案の可決 平成22年9月1日に東京地方裁判所にて債権者集会が開催され、再生計画案は多数の債権者の同意により可決されました。 (2) 再生計画認可の決定 上記(1)の再生計画案の可決を受けて、東京地方裁判所は同日付けで再生計画認可の決定を行いました。 (3) 公告 東京地方裁判所は、再生計画認可の決定の旨を官報に掲載して公告し、官報掲載の翌日から2週間、即時抗告が行われることなく経過いたしました。 この結果、再生計画に基づく当社への第1回弁済として受領した2,713百万円（第1回弁済の追加弁済として当第3四半期会計期間に計上した47百万円を含む。）を、当第3四半期累計期間の損益計算書において特別利益（償却債権取立益）として計上しております（当第3四半期累計期間の損益計算書における特別利益には、上記最終合意書の締結に伴い、LB証券に対する差額金返還債務等の消滅による償却債権取立益74百万円を別途計上しております）。 なお、再生計画においては、①今後、最終弁済が行われるまでの間、原則として1年毎に中間弁済が行われること、②すべての権利が確定した後に最終弁済が行われること、が予定されておりますが、その弁済額等が確定していないため、貸借対照表に計上いたしていません。	
再生債権の譲渡に関する取締役会決議 当社は、上記のとおりリーマン・ブラザーズ証券株式会社の再生計画において再生債権を保有しておりますが、平成22年12月22日開催の取締役会において、当社が保有する確定再生債権のすべてを譲渡することを決議いたしました。本決議に基づく契約の締結については、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。	

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 812百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 745百万円
※2 担保資産 担保に供されている資産について、事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるもの 投資有価証券 51,652百万円	※2 担保資産 有価証券 28,495百万円 投資有価証券 30,727百万円
※3 顧客向け極度貸付について極度額を定めております。 極度額総額及び貸付未実行残高は次のとおりであります。 極度額総額 2,022百万円 貸付実行額 1,372百万円 貸付未実行残高 650百万円	※3 顧客向け極度貸付について極度額を定めております。 極度額総額及び貸付未実行残高は次のとおりであります。 極度額総額 2,594百万円 貸付実行額 1,577百万円 貸付未実行残高 1,016百万円

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 報酬及び給与手当 447百万円 貸倒引当金繰入額 95百万円 賞与引当金繰入額 30百万円 役員退職慰労引当金繰入額 28百万円 退職給付費用 △30百万円	※1 一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 報酬及び給与手当 473百万円 貸倒引当金繰入額 87百万円 賞与引当金繰入額 37百万円 役員退職慰労引当金繰入額 30百万円 退職給付費用 52百万円

前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 259百万円 賞与引当金繰入額 30百万円 退職給付費用 11百万円 役員退職慰労引当金繰入額 9百万円	※1 一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 報酬及び給与手当 129百万円 賞与引当金繰入額 37百万円 退職給付費用 2百万円 役員退職慰労引当金繰入額 10百万円 事務計算費 135百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 3,135百万円	現金及び預金 4,097百万円
有価証券 36,986百万円	計 4,097百万円
計 40,121百万円	預入期間が3か月超の定期預金 △4,000百万円
預入期間が3か月超の定期預金 △3,000百万円	現金及び現金同等物 97百万円
預入期間が3か月超の有価証券 △36,986百万円	
現金及び現金同等物 135百万円	

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 会計期間末
普通株式(株)	37,000,000
第一種優先株式(株)	15,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 会計期間末
普通株式(株)	440,757
第一種優先株式(株)	—

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	109	3	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一種 優先株式	利益剰余金	210	14	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

借入有価証券代り金、コールマネー及び短期借入金が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 借入有価証券代り金	83,550	83,550	—
(2) コールマネー	52,900	52,900	—
(3) 短期借入金	87,700	87,700	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 借入有価証券代り金、(2) コールマネー及び(3) 短期借入金

借入有価証券代り金、コールマネー及び短期借入金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

1 関連会社に対する投資に関する事項

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失(△)の金額(百万円)	11	△34

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
関連会社に対する投資の金額(百万円)	12	12
持分法を適用した場合の投資の金額(百万円)	836	875
持分法を適用した場合の投資利益の金額(百万円)	17	11

2 開示対象特別目的会社に関する事項

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、証券金融業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
384.15円	332.94円

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	12.31円	1株当たり四半期純利益	67.79円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	449	2,478
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	449	2,478
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,559	36,559

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	4.24円	1株当たり四半期純損失	△0.81円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

(注) 1 前第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、当第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失金額の算定上の基礎

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	155	△29
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	155	△29
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,559	36,559

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

当社は、平成22年9月28日に認可決定が確定したリーマン・ブラザーズ証券株式会社（以下「LB証券」といいます。）の再生計画において保有する確定再生債権のすべてを譲渡することにつき、平成23年1月31日付で契約を締結いたしました。

(1) 譲渡の理由

LB証券の再生計画におきましては、既に行われた第1回弁済の後、①第1回弁済から最終弁済までの間、原則として1年毎に中間弁済が行われること、②弁済原資対象資産の回収・換価手続きが完了し、未確定再生債権がすべて確定するなど、すべての権利関係が確定した後に最終弁済が行われる予定であることが定められておりますが、最終弁済期日は未定であり、当社に対する最終的な合計弁済金額も確定いたしておりません。そうした状況下、法律専門家、監査法人等外部専門家の意見等を踏まえ検討した結果、当社といたしましては、当社の有する確定再生債権を譲渡することにより、現時点において当社の回収金額を確定し、最終的な弁済額等にかかる不確実性を排除することが、経済合理性の観点から適当であり、財務基盤の強化に資するものと判断いたしました。

(2) 譲渡の内容

① 譲渡先

譲渡先につきましては、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきますが、当社の関連当事者には該当いたしません。

② 譲渡の時期等

平成22年12月22日 譲渡にかかる取締役会決議

平成23年1月31日 譲渡契約締結、同日債権譲渡

③ 譲渡価額

1,999百万円

④ 当該事象の損益に与える影響

平成23年3月期において、債権売却益1,999百万円を特別利益に計上する予定です。

なお、本件譲渡によりLB証券に係る当社の確定再生債権額13,274百万円に対して、再生計画に基づく第1回弁済として受領した2,713百万円と合わせて4,712百万円を回収したことになります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

大阪証券金融株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 高郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪証券金融株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第96期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪証券金融株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

大阪証券金融株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 高郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪証券金融株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第97期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪証券金融株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【会社名】	大阪証券金融株式会社
【英訳名】	Osaka Securities Finance Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀田 隆夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
【縦覧に供する場所】	大阪証券金融株式会社 東京支社 (東京都中央区日本橋二丁目15番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長堀田隆夫は、当社の第97期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。